

名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第2号

名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、管理者の諮問に応じ、本市が設置する水処理センターの整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を管理者に答申するものとする。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置

くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から当該諮問に係る調査審議が終了した日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は管理者が特に必要と認める者の中から、調査審議事項を明示して管理者が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。